

健康保険法等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者

中島 克仁

山井 和則

川内 博史

柚木 道義

岡本 充功

井坂 信彦

早稲田 ゆき

道下 大樹

池田 真紀

吉田 はるみ

酒井 なつみ

賛成者

渡辺 創	山崎 誠	森山 浩行	眞野 哲	太 栄 志	伴野 豊	野田 佳彦	手塚 仁雄	高松 智之	白石 洋一	階 猛	近藤 和也	黒岩 宇洋	海江田万里	岡本あき子	大塚小百合	今井 雅人	有田 芳生	青柳陽一郎
山田 勝彦	矢崎 堅太郎	馬淵 澄夫	本庄 知史	平岡 秀夫	野間 健	寺田 学	竹内 千春	末松 義規	篠田奈保子	齋藤 裕喜	源馬謙太郎	金子 恵美	小川 淳也	おおつき紅葉	梅谷 守	安藤じゅん子	青山 大人	
山花 郁夫	谷田川 元	水沼 秀幸	升田世喜男	福田 昭夫	橋本 慧悟	中谷 一馬	武正 公一	杉村 慎治	篠原 豪	坂本祐之輔	神津たけし	鎌田さゆり	奥野総一郎	大西 健介	江田 憲司	五十嵐えり	阿久津幸彦	
屋良 朝博	柳沢 剛	三角 創太	松尾 明弘	福田 淳太	長谷川嘉一	長妻 昭	田嶋 要	鈴木 岳幸	篠原 孝	櫻井 周	後藤 祐一	神谷 裕	小熊 慎司	岡島 一正	大河原まさこ	石川 香織	東 克哉	
吉川 元	山登志浩	緑川 貴士	松木けんこう	福森和歌子	波多野 翼	長友よしひろ	辻 英之	鈴木 庸介	柴田 勝之	佐々木ナオミ	小宮山泰子	亀井亜紀子	小沢 一郎	岡田 克也	大串 博志	市來 伴子	阿部 知子	
米山 隆一	山岡 達丸	宮川 伸	松下 玲子	藤岡たかお	馬場 雄基	西川 厚志	堤 かなめ	宗野 創	下条 みつ	佐藤 公治	小山 千帆	川原田英世	落合 貴之	岡田 悟	大島 敦	伊藤 俊輔	阿部祐美子	
笠 浩史	山岸 一生	森田 俊和	松田 功	藤原 規眞	原口 一博	西川 将人	津村 啓介	高橋 永	下野 幸助	重徳 和彦	小山 展弘	城井 崇	尾辻かな子	岡田 華子	おおたけりえ	稲富 修二	荒井 優	

健康保険法等の一部を改正する法律案 概要

【通称：高額療養費自己負担引上げ凍結法案】

背景

- 令和7年8月に予定されている高額療養費自己負担限度額の引上げは、特に現役世代のがん患者など当該制度を利用している現役世代の患者負担が大きく増えることになり問題である。そもそも、当事者に意見を聴くこともなく短期間の審議会による議論で決定しており、プロセスも不適切。同年2月に入って、厚生労働省から多数回該当の自己負担限度額の引上げを一部見直す意向が示されたが、このような微修正では依然として不十分である。
- もっとも、高額療養費制度の具体的な金額等は政令事項であり、法律上は政令に委任する委任規定があるのみ。

趣旨

- 上記の背景を踏まえ、政令を定めるために必要な考慮事項と新たな手続を設ける法改正を行い、高額療養費制度の見直しを凍結する立法を行う。今後の見直しは、新たな考慮事項と手続を経た上で行うことを義務付ける。

概要

- 医療保険各法※の高額療養費の支給等について政令で定める旨の規定について、政令を定めるに当たって必要な考慮事項と手続を新たに追加する法改正を行う。
※ 健康保険法、船員保険法、国共済法、地共済法、国保法、高確法
- 政令を定めるに当たって必要な考慮事項として、
 - ① 長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響
 - ② 高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響について考慮することを新たに規定する。
- 新たに追加する手続として、
 - ③ 長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の生活実態に関する調査を行うこと
 - ④ 政令を定めるに当たっては、事前に長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴かなければならないことを新たに規定する。

今後、上記の考慮と手続を経ていない高額療養費の支給に関する見直しはできなくなる。

健康保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 健康保険法の一部改正

(第一条関係)

一 高額療養費の支給要件、支給額等を政令で定めるに当たり必要な考慮事項として、次の事項を追加すること。

1 長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響

(健康保険法第百十五条第二項関係)

2 高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響

二 一の1を把握するため、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の生活の実態に関する調査を行うものとする。

(健康保険法第百十五条新第三項関係)

三 厚生労働大臣は、一の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴くものとする。

(健康保険法第百十五条新第四項関係)

四 一から三までは、高額介護合算療養費の支給について準用すること。

(健康保険法第百十五条の二第二項関係)

第二 船員保険法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正
(第二条から第六条まで関係)

第一の改正に準じて、所要の改正を行うこと。

第三 施行期日

(附則関係)

この法律は、公布の日から施行すること。

健康保険法等の一部を改正する法律案

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第百十五条第二項中「事項は、」の下に「長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用その他」を、「及び」の下に「高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」を加え、同条に次の二項を加える。

3 前項の長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を把握するため、当該者の生活の実態に関する調査を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、第二項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴くものとする。

第百十五条の二第二項中「前条第二項」を「前条第二項から第四項まで」に改める。

第百四十九条の表第百十五条第二項の項中「第百十五条第二項」を「第百十五条第二項から第四項まで」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項中「事項は、」の下に「長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用その他」を、「及び」の下に「高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」を加え、同条に次の二項を加える。

3 前項の長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を把握するため、当該者の生活の実態に関する調査を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、第二項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴くものとする。

第八十四条第二項中「前条第二項」を「前条第二項から第四項まで」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十条の二第二項中「事項は、」の下に「長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な

費用その他」を、「及び」の下に「高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」を加え、同条に次の二項を加える。

3 前項の長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を把握するため、当該者の生活の実態に関する調査を行うものとする。

4 財務大臣は、第二項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴くものとする。

第六十条の三第二項中「前条第二項」を「前条第二項から第四項まで」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第四条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第二項中「事項は、」の下に「長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用その他」を、「及び」の下に「高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」を加え、同条に次の二項を加える。

3 前項の長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を把

握するため、当該者の生活の実態に関する調査を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、第二項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴くものとする。

第五十七条の三第二項中「前条第二項」を「前条第二項から第四項まで」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の二第二項中「事項は、」の下に「長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用その他」を、「及び」の下に「高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」を加え、同条に次の二項を加える。

3 前項の長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を把握するため、当該者の生活の実態に関する調査を行うものとする。

4 主務大臣は、第二項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴くものとする。

第六十二条の三第二項中「前条第二項」を「前条第二項から第四項まで」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第六条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項中「事項は、」の下に「長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用その他」を、「及び」の下に「高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」を加え、同条に次の二項を加える。

3 前項の長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を把握するため、当該者の生活の実態に関する調査を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、第二項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴くものとする。

第八十五条第二項中「前条第二項」を「前条第二項から第四項まで」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

高額療養費の自己負担額の引上げについての今般の政府における検討により、長期にわたり高額療養費の支給を受けている者の生命及び健康に重大な影響を及ぼすことが懸念される状況に鑑み、高額療養費の支給要件、支給額等を政令で定める際の考慮事項に長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用等を追加するほか、当該政令を定めようとするときは長期にわたり高額療養費の支給を受けた者等の意見を聴くものとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎健康保険法等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（高額療養費）</p> <p>第百十五条 療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。</p> <p>2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用その他療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。</p> <p>3 前項の長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を把握するため、当該者の生活</p>	<p>（高額療養費）</p> <p>第百十五条 療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。</p> <p>2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。</p> <p>（新設）</p>

の実態に関する調査を行うものとする。

- 4 厚生労働大臣は、第二項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴くものとする。

(高額介護合算療養費)

- 第百十五条の二 一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

- 2 前条第二項から第四項までの規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

(準用)

(新設)

(高額介護合算療養費)

- 第百十五条の二 一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

- 2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

(準用)

第百四十九条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

(略)	第百十五条第二項から第四項まで	(略)	高額療養費及び 高額介護合算療 養費の支給
(略)	(略)	(略)	(略)

第百四十九条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

(略)	第百十五条第二項	(略)	高額療養費及び 高額介護合算療 養費の支給
(略)	(略)	(略)	(略)

改正案	現行
<p>（高額療養費）</p> <p>第八十三条 療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この条において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。</p> <p>2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用その他療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。</p> <p>3 前項の長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を把握するため、当該者の生活の実態に関する調査を行うものとする。</p>	<p>（高額療養費）</p> <p>第八十三条 療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この条において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。</p> <p>2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。</p> <p>（新設）</p>

4| 厚生労働大臣は、第二項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴くものとする。

(高額介護合算療養費)

第八十四条 一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

(新設)

(高額介護合算療養費)

第八十四条 一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（高額療養費）

（高額療養費）

第六十条の二 療養の給付につき支払われた第五十五条第二項若しくは第三項に規定する一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

第六十条の二 療養の給付につき支払われた第五十五条第二項若しくは第三項に規定する一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用その他療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

3 前項の長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な

（新設）

な費用の負担の家計に与える影響を把握するため、当該者の生活の実態に関する調査を行うものとする。

4 財務大臣は、第二項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴くものとする。

(高額介護合算療養費)

第六十条の三 一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

(新設)

(高額介護合算療養費)

第六十条の三 一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.



改正案

現行

（高額療養費）

第五十七条の二 市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十六条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

（高額療養費）

第五十七条の二 市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十六条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し

て必要な事項は、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用その他療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し

て必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

3| 前項の長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を把握するため、当該者の生活の実態に関する調査を行うものとする。

4| 厚生労働大臣は、第二項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴くものとする。

(高額介護合算療養費)

第五十七条の三 市町村及び組合は、一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(高額介護合算療養費)

第五十七条の三 市町村及び組合は、一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

改正案

現行

（高額療養費）

（高額療養費）

第六十二条の二 療養の給付につき支払われた第五十七条第二項若しくは第三項に規定する一部負担金（第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

第六十二条の二 療養の給付につき支払われた第五十七条第二項若しくは第三項に規定する一部負担金（第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要なる費用その他療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

3| 前項の長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要

（新設）

な費用の負担の家計に与える影響を把握するため、当該者の生活の実態に関する調査を行うものとする。

4 主務大臣は、第二項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴くものとする。

(高額介護合算療養費)

第六十二条の三 一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

(新設)

(高額介護合算療養費)

第六十二条の三 一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（高額療養費）

第八十四条 後期高齢者医療広域連合は、療養の給付につき支払われた第六十七条に規定する一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この条において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十七条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用その他療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

3 前項の長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を把握するため、当該者の生活

（高額療養費）

第八十四条 後期高齢者医療広域連合は、療養の給付につき支払われた第六十七条に規定する一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この条において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十七条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

（新設）

の実態に関する調査を行うものとする。

4| 厚生労働大臣は、第二項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴くものとする。

(高額介護合算療養費)

第八十五条 後期高齢者医療広域連合は、一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

(新設)

(高額介護合算療養費)

第八十五条 後期高齢者医療広域連合は、一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

高額療養費見直し「死に追いやる決定」「戦後最大の汚点」 島根知事

垣花昌弘 2025年2月18日 18時00分



政府に怒りをぶちまける丸山達也知事=2025年2月18日午後0時42分、島根県庁、垣花昌弘撮影



丸山達也 島根県知事は18日の定例会見で、医療費の患者負担に月ごとの限度を設けた「高額療養費制度」を見直し、自己負担の引き上げを提案した政府について「国家的殺人未遂だ」と述べた。

制度の見直しについては、患者団体が「治療と仕事を両立する現役世代の患者の生活が破綻(はたん)する可能性がある」などと反発。国は長期間の治療が必要な人の負担増を見送った。

丸山知事は制度の見直しを、生存権を保障した憲法25条に違反すると指摘。「治療を余儀なくされている人に対して、治療を諦めざるを得ない状況を制度的に作るということは国家的殺人。提案されたというだけでも国家的殺人未遂だと思う」と発言した。

さらに、「国民を殺そうとしたと言い切ってもいいと思う」と見直し自体の凍結を求め、「国民を死に追いやるような政策決定」をした官僚や政治家の責任を問うべきだと主張。「日本の統治機構の戦後最大の汚点」と批判した。国会で議論されている高校授業料の無償化に触れ、「経済的負担の軽減と、お金がなくて、できる治療を断念して寿命を迎えないといけない話と、どちらが優先なのか。答えは明らかだ」と述べた。

高額療養費制度には、月ごとの限度額に加え、長期の治療を受ける人向けの「多数回該当」という仕組みがある。直近12カ月以内に3回以上、限度額に達した場合に、4回目から限度額が引き下げられる。2025年8月から27年8月にかけて、3段階での引き上げを想定していたが、政府はこれを見送る。最終形の27年8月には「年収約650万～約770万円」の中間層で3万2400円増の7万8800円になる予定だったが、現行の4万4400円に据え置く。